

令和7年度第2回岩見沢警察署協議会議事概要

開催日時	令和7年9月26日（金） 午後3時00分から午後5時00分まで	
開催場所	札幌方面岩見沢警察署 大会議室	
出席委員	委 員	警 察 署
	会 長 山 越 千 鶴	署 長 小 谷 学
	副 会 長 佐 藤 光 一	副 署 長 斎 藤 雅 治
	委 員 荒 井 愛	三笠庁舎所長 吉 田 治 幸
	吉 良 裕一郎	刑事・生活安全官 幾 島 誠 一
	九津見 千佳子	地域・交通官 谷 高 弘
	杉 野 一 義	警務課長 堤 稔
	林 正 之	会計課長 中 川 行 正
	平 田 京 子	生活安全課長 渡 邊 由 規 生
	山 口 由 美 子	地 域 課 長 佐 賀 野 猛
	9名	刑 事 第 一 課 長 長 谷 川 一 成
		刑 事 第 二 課 長 樋 口 賢 也
		交 通 課 長 北 村 篤 史
		警 備 課 長 新 山 淳
		事 務 局 警 務 係 長
1	会長挨拶	
2	署長挨拶	
3	協議事項	
(1)	議題	
	『デジタル世界の防犯対策』	
	・身近なサイバー犯罪	
	・サポート詐欺の実演	
	・参考情報の提供	
(2)	質疑応答	

【委員】

最近、自宅のパソコンになりすましメールが多数入ってきますが、国や事業者はこれらの対策を何か行っているのですか。

【警察】

なりすましメール対策のため、サーバ間で本人確認を行う「Dマーク」という認証技術が世界基準となっています。ただ、日本のプロバイダではこの導入が遅れており、導入に向けた過渡期であることから、プロバイダに確認したり、必要に応じて設定を変更するなどの対応が必要だと思います。

【委員】

お金をだまし取られた場合、戻ってくることはありますか。

【警察】

サイバー犯罪は海外の外国人による犯行が多く、国境の壁もあり犯人にたどり着くのが困難な状況で、お金が戻らないこと多くあるのが現状です。

犯人が検挙できたとしても、お金が戻らないことがあります。

【委員】

では、被害に遭った場合、警察に相談しても無駄ですか。

【警察】

場合によっては金融機関などから補償を受けることができる場合もあり、その際は相談などの届出が必要となります。また、被害に遭ってしまった原因の説明や、再被害防止に向けたアドバイスなどを受けることができ、更にはパスワード等の変更、今すぐすべき措置等についても指導することができますので、被害に遭ったら警察に相談してください。

(3) 事前に受けた質問的回答

【委員】

市内中心部飲食店の駐車対策はどうなりましたか。

【警察】

前回の協議会以降、継続して飲食店への指導等を行ったことにより、歩道にはみ出す駐車車両に多少改善がありました。

今後は、飲食店組合への働き掛けや、積雪対策も踏まえた注意喚起を継続していきます。

【委員】

マイナ免許のメリットとデメリットについて教えてください。

【警察】

マイナ免許のメリットとしては

- ・ オンライン講習が受講できる
- ・ 住所変更等のワンストップサービスを受けることができる
- ・ 更新手数料が安くなる

といったことが挙げられ、逆にデメリットとしては

- ・マイナンバーカードと運転免許の有効期限が異なる場合がある
- ・マイナンバーカードの更新をオンラインで行わなければ免許情報が消えてしまう
- ・免許情報が消えて再度書込をするには手数料がかかる
- ・免許情報を確認するにはアプリが必要になる

といったことが挙げられます。

現状ではデメリットもありますが、今後より使いやすく改善されていくと思われます。

【委員】

岩見沢警察署のヒグマ対策について教えてください。

【警察】

最近では、三笠市で家の中に小熊が侵入した事案が記憶に新しいところですが、今年度は当署管内でこれまでに約20件のヒグマの目撃があり、現時点で昨年度の2倍となっています。

当署におきましては、各自治体と通年で会議を行い、猟友会や振興局の方々にも出席いただき、情報の共有や実際に熊が出没した際の具体的な対応要領等について検討しています。

想定訓練や食べ物を外に置かないといったマナーも含めた住民への啓発、キノコ採りなどで他管内から来られる方々への注意喚起といった取組も行っております。

【委員】

岩見沢警察署のストーカー対策について教えてください。

【警察】

全国的にストーカー事案に対する警察の対応の甘さが指摘されておりますが、当署ではこの種事案に厳正に対処しております。

ストーカー事案を認知した際は、まず被害者からの詳細な事情聴取を行い、被害者がどう考え、どうして欲しいのかを把握します。

その際、最優先するのは被害者の安全確保であり、そのためには犯人を物理的に近づけない、つまり逮捕することが理想です。

それができなければ、被害者を避難させ、口頭や文書による警告、禁止命令、逮捕状を請求しての逮捕といった措置を講じることとなります。

【委員】

避難中の通勤や通学はどうしたらいいのですか。

【警察】

家族や友人等が同伴して、決して1人にはしないような対応を行っていきます。

禁止命令が出ている場合は逮捕することも可能です。

4 次回協議会の開催予定等

令和7年11月の中の開催を予定。

